

神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター等 運転管理その他業務委託総括仕様書

(目的)

第1条 この総括仕様書は、神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター等運転管理その他業務委託（以下「業務委託」という。）の履行に係る必要な事項を定めるものとする。

(業務委託の内容)

第2条 業務委託の内容は次の2件とし、受注者は各々の特記仕様書に基づき管理業務を履行するものとする。

- (1) 神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター等運転管理業務
- (2) 神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター運転管理に係る消耗品管理業務

(契約の締結)

第3条 前条記載の(1)及び(2)業務委託については、業務ごとに委託契約を締結するものとする。

(1) 神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター等 運転管理業務委託特記仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 この特記仕様書は、神通川左岸浄化センター等運転管理業務委託（以下「業務委託」という。）
契約書第1条に基づき、業務委託の履行に係る必要な事項を定めるものとする。

(業務委託の対象施設)

第2条 業務委託の対象施設は別添資料－1のとおりとする。

(水・汚泥処理施設の概要)

第3条 水・汚泥処理施設の処理方式、規模及び流入水量見込みは、次の各号のとおりとする。

(1) 処理方式

ア 下水処理施設：標準活性汚泥法及び嫌気無酸素好気法

イ 汚泥処理施設：濃縮・脱水

(2) 規模、流入水量見込み

年 度	日最大処理能力 (m ³)	流入水量見込み (m ³ /日)
平成 30 年度	82,500	54,768
平成 31 年度	82,500	54,523
平成 32 年度	82,500	54,459
平成 33 年度	82,500	55,092
平成 34 年度	82,500	55,678

(業務委託上の履行義務)

第4条 受注者は、全施設の機能・能力を十分に活用して、流入下水、汚泥及びし渣を適正に処理しなければならない。

2 受注者は、放流水質及び全施設から発生する臭気、騒音及び振動について、下水道法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、電気事業法、労働安全法及びその他関係法令及び地元地域関係協定の基準値を遵守しなければならない。

なお、管理の基準は、別添資料－2によるものとする。

(受注者の創意工夫)

第5条 受注者は常に業務委託に係る創意工夫に心がけ、発注者と協議しながら、効率的かつ経済的な運転に努めなければならない。

(業務委託の実施)

第6条 業務委託は、下表に定めるところにより履行しなければならない。ただし、事故等の非常事態発生時はこの限りではない。

業 務 内 容	勤務日数又は点検日数	勤務時間又は作業時間
総括業務	土曜日、日曜日、祝日等及び年末年始の休日(12/29～1/3)を除く(以下「平日」という。)毎日とする。	午前8時30分から午後5時15分まで(以下「1日」という。)とする。
保守点検・整備業務 水・汚泥処理施設	同上	同上
中継ポンプ場 週例点検 月例点検	1回/週(平日)以上 1回/月(平日)以上	半日程度 同上
幹線管渠付帯設備 地区監視盤	1回/月(平日)以上	1日
伏越し	2回/年(平日)	1日
故障及び小修繕(緊急を要する場合を除く。)	24回/年程度(平日)	同上
運転操作・監視業務	履行期間中の毎日	24時間常時監視
水質試験業務	別添資料-3による	別添資料-3による
事務業務	毎日(平日)	1日
その他業務 汚泥搬出立会	4回/日程度(平日)	1時間/回程度
し渣の移動	50回/年程度(平日)	2時間/回程度
除 雪	10回/年程度(平日)	半日/回程度
施設見学案内	40回/年程度(平日)	2時間/回程度
巡 回	履行期間中の毎日2回	1時間/日程度
設備管理台帳等データ 入力	随時(平日)	随時
清 掃	随時(平日)	随時
上記以外のもの	随時(平日)	随時

(従業員の配置)

第7条 受注者は、業務委託を履行するために、次の各号に定める従業員を配置しなければならない。

(1) 業務総括責任者

業務委託全体を総括管理するもので、以下の条件を満たすもの。

ア 下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条に定める下水道処理施設管理技士に相当する者

イ 業務委託の履行責任者で、業務委託全体を総括する管理能力がある者

ウ 北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、長野県内で汚泥焼却炉または汚泥溶融炉を有するもので標準活性汚泥法またはこれと同等以上の高度処理方式を採用する流域下水道又は公共下水道の終末処理場の水・汚泥処理施設の運転管理業務全般の実務経験を3年以上（平成29年度を含む。以下、同様とする。）有する者

エ（共同企業体の場合は、代表構成員と）直接的な雇用関係にある専任の者

(2) 副総括責任者

ア 下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条に定める下水道処理施設管理技士に相当する者

イ 業務総括責任者の補佐又は代行が可能な者

ウ 北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、長野県内で汚泥焼却炉または汚泥溶融炉を有するもので標準活性汚泥法またはこれと同等以上の高度処理方式を採用する流域下水道又は公共下水道の終末処理場の水・汚泥処理施設の運転管理業務全般の実務経験を3年以上有する者

エ 直接的な雇用関係にある専任の者

(3) 主任

ア 下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者

イ 各業務の責任者で、担当業務の専門職として中心的な業務が行える者

ウ 北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、長野県内で汚泥焼却炉または汚泥溶融炉を有するもので標準活性汚泥法またはこれと同等以上の高度処理方式を採用する流域下水道又は公共下水道の終末処理場の水・汚泥処理施設において、次の業務の実務経験を2年以上有する者

(ア) 水質担当：水質分析、水質管理等に係る業務

(イ) 機械担当：機械設備の保守点検・整備、運転操作・監視等に係る業務

(ウ) 電気担当：電気設備の保守点検・整備、運転操作・監視等に係る業務

エ 直接的な雇用関係にある専任の者

(4) 技術員・技能員

保守点検・整備業務等に必要とされる技能・能力を有する者

(5) 上記以外の者

事務、補助等業務が可能な者

(資格者の配置)

第8条 前条に規定するもののほか、次の各号に掲げる資格者を1名（(5)は2名）以上配置しなければならない。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）で規定する電気主任技術者

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）で規定する電気工事士

(3) 消防法（昭和23年法律第186号）で規定する危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）

(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）で規定する、玉掛け技能講習修了者、クレーン運転業務特別教育修了者（又は同等以上の知識を有すると認められる者）

(5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）で規定する、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

(6) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)で規定する車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者又は契約後 1 年以内に技能講習修了を確約できる者

(7) その他業務委託履行上必要と思われる資格者

(業務総括責任者の職務)

第 9 条 受注者は、業務委託の履行場所に業務総括責任者を常駐させ、業務委託全体を総括させなければならない。

2 業務総括責任者は、契約書、特記仕様書及びその他関係書類により、業務委託の履行内容・目的を十分理解して職務を遂行するとともに、従業員の指導・監督、教育及び事故防止に努めなければならない。

3 業務総括責任者は、業務委託の履行にあたって、発注者との連絡・調整を綿密に行わなければならない。

(従業員の心得)

第 10 条 従業員は、業務委託の履行にあたって、公共的使命としての重要性を十分自覚するとともに、事故防止等に最善の注意を払わなければならない。

2 従業員は、業務委託に係る場所の整理整頓を常に心がけ、快適な執務環境づくりに努めるとともに、発注者の信用を失墜させるような行為を行ってはならない。

(事故等の措置)

第 11 条 受注者は、業務委託の履行中に事故等が発生した場合は、応急処置を速やかに行うとともに、発注者に連絡のうえ、その指示に従わなければならない。

(緊急連絡体制表)

第 12 条 受注者は、前条の事故等並びに大雨、台風、地震、火災、悪質水の流入、停電、断水及び近隣事故の発生に備えて、非常事態に対する緊急連絡体制表を作成しなければならない。

(修繕等の調整)

第 13 条 発注者は、業務委託の履行場所において、発注者、県及び日本下水道事業団が施工する修繕又は工事との競合が生じた場合は、受注者と協議し、その調整を行わなければならない。

第 2 章 書類及び帳簿

(提出書類)

第 14 条 受注者は、業務委託の履行にあたり、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務委託着手届
- (2) 業務委託実施計画書
- (3) 総括責任者等選任届
- (4) 施設使用願
- (5) 再委託申請書
- (6) 業務委託完了届
- (7) 運転操作監視マニュアル
- (8) 保守点検整備マニュアル
- (9) その他発注者の指示する書類

2 前項の提出期日は、(1) から (4) は契約締結後 7 日以内、(5) は再委託契約締結前、(6) は業務委託期間満了後遅滞なく、(7) 及び (8) は契約締結後 1 箇月以内、(9) は必要の都度提出するものとする。

(業務委託実施計画書)

第 15 条 業務委託実施計画書（以下「計画書」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- (1) 業務委託の概要
- (2) 業務委託実施工程表
- (3) 業務委託執行体制表
- (4) 従業員名簿、業務分担表及び取得資格一覧表
- (5) 各種実施計画書
 - ア 水・汚泥処理施設の保守点検・整備業務に関するもの
 - イ 中継ポンプ場の保守点検・整備業務に関するもの
 - ウ 幹線管渠付帯設備の巡回及び簡易な保守点検業務に関するもの
 - エ 全施設の運転操作・監視業務に関するもの
 - オ 水質試験等業務に関するもの
 - カ 事務業務に関するもの
 - キ その他業務に関するもの
 - (7) し渣の移動及び除雪
 - (イ) 施設見学案内
 - (ウ) 巡回及び清掃
 - (エ) 上記以外の業務委託履行上必要と思われるもの
- (6) 緊急連絡体制表
- (7) 防火計画書
- (8) 労働安全衛生管理に関するもの
- (9) 従業員の労務管理に関する規程及び発注者が取り組む環境マネジメントシステムに基づく環境保全活動を含む研修計画

(日報等の提出)

第 16 条 受注者は、次の各号に定める書類を期日までに、発注者に提出しなければならない。

- (1) 日報及び業務日誌 翌日の午前 10 時まで
- (2) 週報 翌週の月曜日午前 10 時まで
- (3) 月報 翌月の 5 日まで
- (4) 月間業務予定表 前月末の 5 日前まで
- (5) 週間業務予定表 前週の木曜日まで
- (6) 月間業務実施表 翌月の 5 日まで
- (7) 機器点検表(毎日) 翌日の午前 10 時まで
- (8) 機器点検表(毎週) 翌週の月曜日午前 10 時まで
- (9) 機器点検表(毎月) 翌月の 5 日まで
- (10) 前号以外の書類は、その都度、発注者に提出しなければならない。

2 (1) から (3) は発注者が定める様式に必要な事項を記入すること。(4) から (6) は、特記仕様書第 18 条

及び第 19 条で定める事項を記載するものとする。(7) から (9) は特記仕様書第 20 条で規定する保守点検・整備マニュアルに基づくものとする。(4) から (9) は受注者が提案し発注者が承諾した様式を用いること。

3 契約期間の最初の月及び週の業務予定表等の提出時期については、別途発注者と受注者が協議し決定するものとする。

(書類及び帳簿の保管)

第 17 条 受注者は、次の各号に掲げる書類を一定場所に保管し、適正に管理しなければならない。

- (1) 契約書等の写し
- (2) 出勤簿
- (3) 運転管理、水質試験等の日報及び各種運転設備の日報並びに週報、月報の控
- (4) 業務日誌、各種点検表、修繕記録簿、業務打合簿及び事故・故障報告書
- (5) 月間業務予定表及び週間業務予定表
- (6) 運転管理及び保守点検・整備マニュアル
- (7) 借用品及び支給品台帳
- (8) その他業務委託履行上必要と思われる書類

第 3 章 運転管理要領

(月間業務実施予定表及び月間業務実施表)

第 18 条 受注者の月間業務実施予定表には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 水・汚泥処理施設及び中継ポンプ場の保守点検・整備業務に関するもの
- (2) 幹線管渠付帯設備の巡回及び簡易な保守点検業務に関するもの
- (3) 全施設の運転操作・監視業務に関するもの
- (4) 水質試験業務に関するもの
- (5) 水・汚泥処理施設の巡回及び清掃業務に関するもの
- (6) 支給品、消耗品等の使用に関するもの
- (7) その他業務委託履行上必要と思われるもの

2 月間業務実施表は、月間業務実施予定表に記載した事項についての実績を記入したもので、予定と実績の対比可能なものとする。

(週間作業予定表)

第 19 条 受注者の週間作業予定表には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 全施設の保守点検・整備に関するもの
- (2) 全施設の運転操作・監視に関するもの
- (3) その他業務委託履行上必要と思われるもの

(保守点検・整備業務)

第 20 条 受注者は、全施設の保守点検・整備業務を、次の各号に定めるところにより実施しなければならない。

- (1) 主要対象機器は、別添資料-4 のとおりとする。
- (2) 全施設の適正な運転を確保するために、原則として(公社)日本下水道協会発行「下水道施設維持管理積算要領－終末処理場・ポンプ場施設編－(最新版)」標準活性汚泥法の下水道施設機械・電気設備保守点検基準(標準活性汚泥法)を参考に、保守点検・整備マニュアル等を作成し、発注者

の承認を得るとともに、従業員に周知徹底させなければならない。

(3) 保守点検・整備業務は、月間業務実施予定表及び週間作業予定表に基づくものとし、全施設の正常な運転確保に努めなければならない。

(4) 前号の予定を変更する場合は、あらかじめ発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

(5) 保守点検・整備業務中に異常が認められた場合は、適切に処置するとともに、発注者にその状況を速やかに報告しなければならない。

2 受注者は、保守点検・整備業務中に発見した不良又は故障箇所について、実施した応急措置、想定される原因、対応案その他を事故・故障報告書に記載し、発注者と対応案について協議しなければならない。

(運転操作・監視業務)

第 21 条 受注者は、全施設の運転操作・監視業務を、次の各号に定めるところにより実施しなければならない。

(1) 主要対象機器は、別添資料-4 のとおりとする。

(2) 全施設の正常な運転を確保するために、原則として発注者が提供するものを参考に、運転操作・監視マニュアル等を作成し、発注者の承認を得るとともに、従業員に周知徹底させなければならない。

(3) 前号に定めるもののほか、周辺地域への悪臭等の漏れ防止対策、不本意に漏れた場合の緊急対応及び復旧の手順も含めたものでなければならない。

(4) 運転操作・監視業務は、月間業務実施予定表及び週間作業予定表に基づくものとし、全施設の機能・能力を十分に活用して、的確かつ経済的な運転に努めなければならない。

(5) 前号の予定を変更する場合は、あらかじめ発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

(6) 運転操作・監視業務中に異常が認められた場合は、適切に処置するとともに、発注者にその状況を速やかに報告しなければならない。

(水質試験業務)

第 22 条 受注者は、水処理施設等の水質試験業務を、次の各号に定めるところにより実施しなければならない。

(1) 流入水等の水質試験

(2) 活性汚泥試験

(3) 一般汚泥試験

(4) 各種採水作業

(5) 機器分析

(6) 水質試験用機器の整理及び洗浄作業及び水質試験用試薬等(毒物及び劇物を含む)の管理

(7) 環境保全調査に関する補助業務

(8) その他の水質、汚泥及び溶融スラグの試験に関する作業

2 水質試験業務の試験項目及び頻度は別添資料-3 のとおりとし、水質等の適正な管理に万全を期さなければならない。

3 水質試験用試薬等の管理規定を定め、試薬類を適切に管理しなければならない。

4 各種試験結果は水質管理台帳に入力するとともに、その結果を発注者に報告しなければならない。

5 水質試験業務中に異常が認められた場合は、発注者にその状況を速やかに報告しなければならない。

(し渣の移動及び除雪業務)

第 23 条 受注者は、水・汚泥処理施設で発生するし渣の移動及び業務委託履行上支障となる道路等の除雪業務を行わなければならない。

(施設見学案内業務)

第 24 条 受注者は、施設見学案内業務を、次の各号に定めるところにより実施しなければならない。

- (1) 受注者の施設見学案内は、施設概要及び水・汚泥処理（汚泥溶融処理の一部を含む。）の仕組みの範囲とし、発注者が提供する施設見学マニュアル等を参考に行わなければならない。
- (2) 受注者は、発注者とともに施設見学者を引率し、年齢等に配慮した案内を行わなければならない。

2 発注者は、施設見学案内の日時及び必要人員をあらかじめ受注者に連絡しなければならない。

(巡回及び清掃業務)

第 25 条 受注者は、巡回及び清掃業務を、次の各号に定めるところにより実施しなければならない。

- (1) 受注者は業務委託対象施設のうちで発注者が指示する箇所の巡回を毎日 2 回実施するものとする。
- (2) 受注者は保守点検・整備業務及び巡回を行う際に管理施設周辺の清掃を実施するものとする。
- (3) 巡回及び清掃業務は、月間業務実施予定表及び週間作業予定表に基づくものとし、水・汚泥処理施設の適切な維持管理に努めるとともに、その結果を発注者に報告しなければならない。
- (4) 巡回業務中は巡回時計を携行し、その記録を残さなければならない。
- (5) 巡回業務中に異常が認められた場合は、適切に処置するとともに、発注者にその状況を速やかに報告しなければならない。

(汚泥搬出立会い)

第 26 条 溶融炉設備の修繕等により発注者が指定する業者が汚泥の場外搬出を行う場合、受注者はその作業に立ち会わなければならない。

(管理台帳の入力)

第 27 条 受注者は、設備管理及び水質管理台帳について、第 20 条、第 21 条及び第 22 条に関する事項を適正に入力しなければならない。

(環境保全活動への協力)

第 28 条 受注者は、発注者の環境マネジメントシステム（ISO 14001 等）に基づく環境保全活動の推進に積極的に協力しなければならない。

第 4 章 労働安全衛生管理

(労働安全衛生に関する教育)

第 29 条 受注者は、労働安全衛生に関する関係法令を遵守し、従業員に対する労働安全衛生に関する教育を実施するとともに、適正な労働安全衛生管理に努めなければならない。

(防火計画)

第 30 条 受注者は、全施設の防火管理に細心の注意を払わなければならない。

(事故報告書)

第 31 条 受注者は、業務委託の履行中に事故が発生した場合は、適切に処理するとともに、原因、経緯及び被害状況を記載した報告書を発注者に速やかに提出しなければならない。

(労務管理)

第 32 条 受注者の業務委託の履行にあたっては、労務関係法令等を遵守し、従業員の良好な労務管理を

行うとともに、円滑な履行に努めなければならない。

第5章 その他

(施設の使用)

第33条 受注者は業務委託の履行上、発注者の事務室、控室、浴室等（以下「事務室等」という。）を使用する場合は、施設使用願を提出し、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。なお、使用する場所等に変更があった場合も同様とする。

2 受注者の前項に係る事務室等の使用料は無償とする。ただし、定期的に清掃を実施し、常に清潔な状態を保つことを心がけるとともに、事務室等の畳、ブラインド類を破損した場合は、受注者の負担により取替又は修理しなければならない。

3 受注者は、発注者の管理する施設又は備品類を使用する場合は、施設使用願を提出し、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

4 受注者は、自己所有に係る備品類を事務室等に設置する場合は、書面により、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

(光熱水費の負担)

第34条 受注者が使用する事務室等の光熱水費は、発注者が負担するものとする。なお、受注者は、節水、節電等の省エネ対策に積極的に協力しなければならない。

(完成図書、工具等の借用)

第35条 受注者は、業務委託の履行上、発注者が管理する完成図書、工具等を長期間借用する場合は借用願を提出し、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。ただし、基本的な労働安全衛生対策用品及び工具は、受注者が用意しなければならない。

(借用品及び支給品の管理)

第36条 受注者は、発注者の借用品及び支給品の台帳を作成し、保管、在庫状況を適正に管理しなければならない。なお、支給品は以下のとおりとする。

- (1) 電気
- (2) プロパンガス
- (3) 生活及び作業用水
- (4) 次亜塩素酸ソーダ等水・汚泥処理に係る薬品類
- (5) 電気機器及び機械類に係る消耗品
- (6) 除雪用重機
- (7) 重油
- (8) その他発注者が必要と認めるもの

(従業員の服装等)

第37条 受注者は、業務委託の履行中の従業員の服装を統一するとともに、名札を着用させなければならない。

2 受注者は、従業員に身分証明書を所持させるとともに、発注者から提示を求められた場合は、その指示に従わなければならない。

(受注者相互間の情報交換等)

第38条 水・汚泥及び汚泥熔融処理施設全体の効率的かつ経済的な運転管理を実施するために、受注者

相互間において、常に業務委託に係る情報交換を行わなければならない。

- 2 事故等の非常事態が発生した又は発注者からの要請があった場合は、受注者相互間において、業務委託の範囲を超えた積極的な協力を行わなければならない。

(協力義務)

第 39 条 受注者は、業務委託の履行中に発注者が必要と認める事項については、積極的に協力しなければならない。

(秘密保持義務)

第 40 条 業務に従事している者又は従事していた者(以下「従業者等」という。)は、当該管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第 41 条 受注者は、業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報取扱特記事項(別添資料-5)を遵守しなければならない。

- 2 受注者の従業員等は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

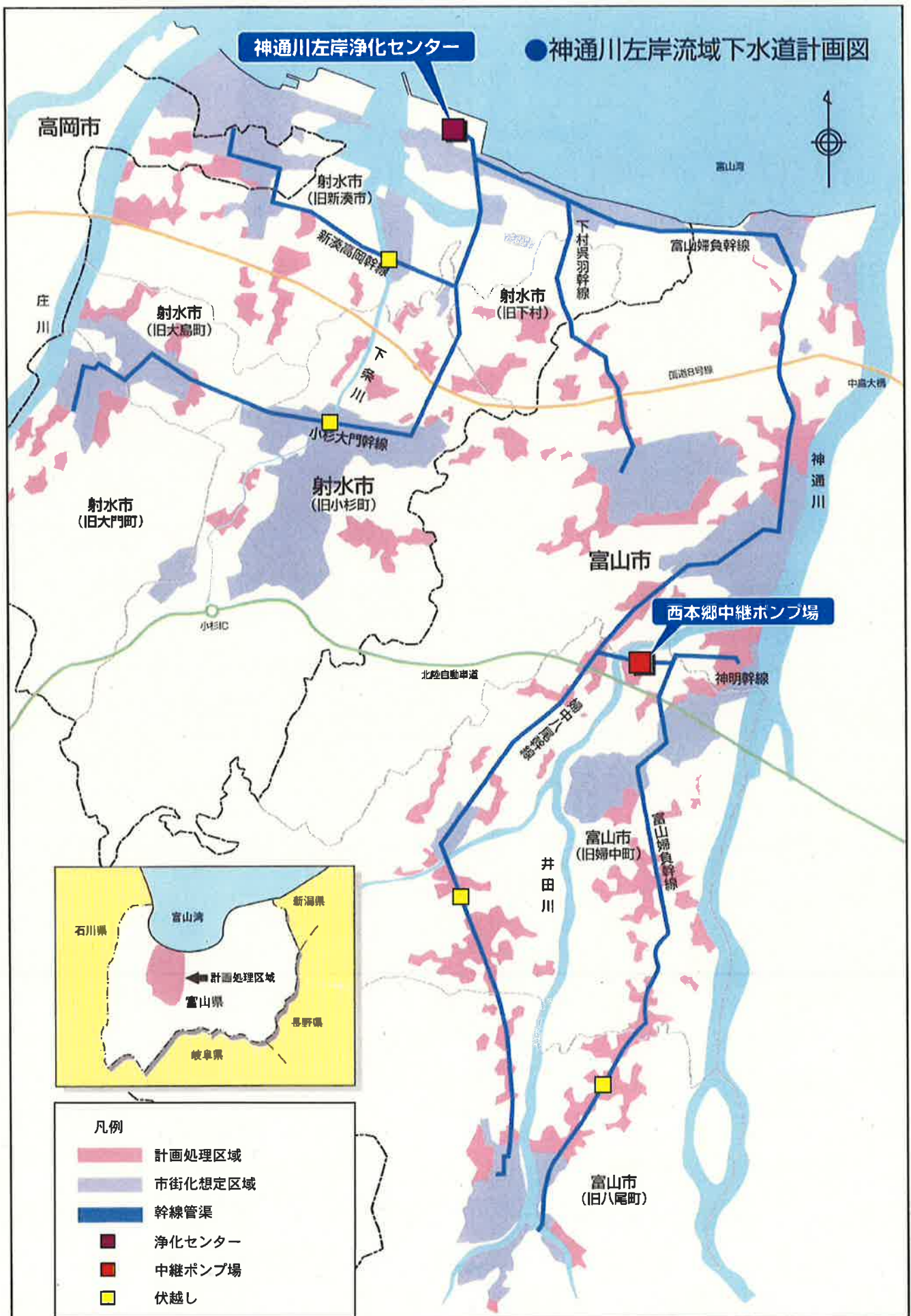
(暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)

第 42 条 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(疑義の協議)

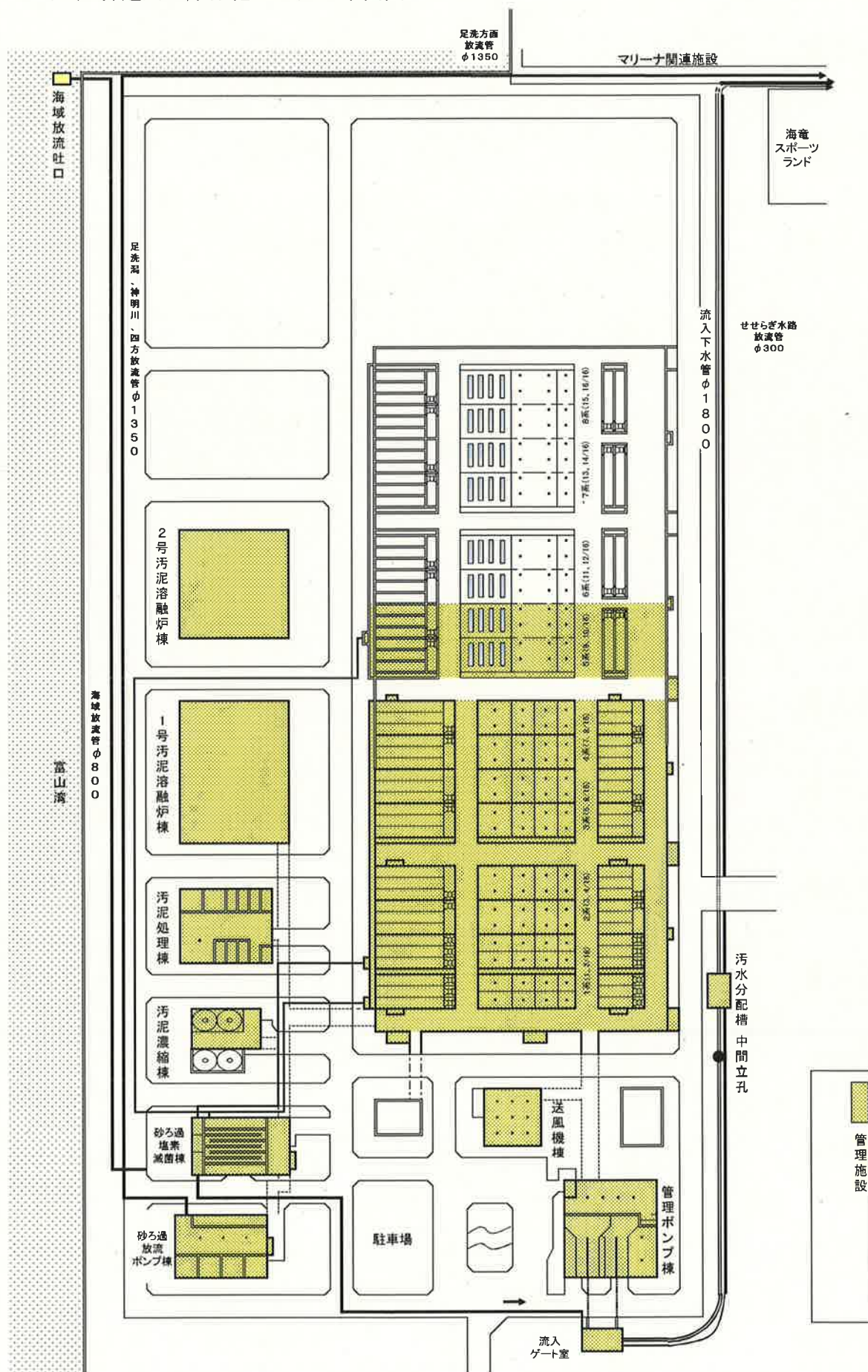
第 43 条 この仕様書に定めのない事項又は条項に疑義を生じたときは、発注者と受注者との間で協議して決定するものとする。

業務委託対象施設



(1) 神通川左岸浄化センター平面図

(1) 神通川左岸浄化センター平面図



管理の基準

浄化センターの運転管理においては、次の基準を満たすものとする。

1 神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター

ア 放流水質

(7) 遵守基準（注1）

区 分	pH	BOD	COD	SS	大腸菌群数
基準値	5.8 以上 8.6 以下	20 mg/ l	20 mg/ l	40 mg/ l	3,000 個/ c m ³

(4) 目標基準（注2）

区 分	pH	BOD	COD	SS	大腸菌群数
基準値	5.8 以上 8.6 以下	10 mg/ l	15 mg/ l	20 mg/ l	1,000 個/ c m ³
採水位置：放流渠入口					

イ 環境保全

(7) 遵守基準

臭気

区 分	基準値（ ppm ）	測定箇所
アンモニア	1	臭突口 5 箇所及 び浄化センター 敷地境界 4 箇所
メチルメルカプタン	0.002	
硫化水素	0.02	
硫化メチル	0.01	
二硫化メチル	0.009	
アセトアルデヒド	0.05	
トリメチルアミン	0.005	
スチレン	0.4	
プロピオン酸	0.03	
ノルマル酪酸	0.001	
ノルマル吉草酸	0.0009	
イソ吉草酸	0.001	

- (注) 1 「遵守基準」 法令等に基づく基準
 2 「目標基準」 従来の管理実績を勘案して設定した日常の管理運営に当たっての
 目標となる基準

試験名	試料名	試験項目	試験回数
日常試験	初沈流入水 反応槽流入水 終沈越流水 放流水 (週2回は返流水を追加)	水温、pH、透視度 COD、SS、ORP、アンモニア性窒素 残留塩素濃度(放流水のみ) 亜硝酸性窒素(処理水及びせせらぎ放流水のみ) 硝酸性窒素(処理水及びせせらぎ放流水のみ) リン酸イオン態リン(処理水及びせせらぎ放流水のみ)	毎日 (平日)
	生物反応槽 返送汚泥	水温、pH、SV30、MLVSS(週1回程度) アルカリ度(生物反応槽のみ)、MLSS、SVI 週1回程度(連続測定器併用):MLDO	
中試験	初沈流入水 反応槽流入水 終沈越流水 放流水 返流水	蒸発残留物、有機物比、溶解性物質、SS、水温、透視度 BOD、C-BOD(放流のみ)、COD、塩素イオン、pH アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、有機性窒素 全窒素、全リン、リン酸イオン態リン 大腸菌群数(流入水、終沈越流水、放流水) アルカリ度、ORP	1回/週
	生物反応槽 返送汚泥	MLSS、MLVSS、MLDO(週2回程度)	
放流先水質試験	放流先_足洗濁 放流先_せせらぎ水路(入口) 放流先_せせらぎ水路(出口) 放流先_四方都市下水路	SS、BOD、C-BOD(せせらぎ入口のみ)、COD、pH アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、有機性窒素、 全窒素、全リン、リン酸イオン態リン、大腸菌群数、残留塩素 アルカリ度、水温、塩素イオン	2回/月
精密試験	初沈流入水 放流水_海域堀岡 放流水_砂ろ過水	水温、透視度、pH、COD、SS n-ヘキサン抽出物質、フェノール類、銅、亜鉛 鉄、マンガン、全クロム、カドミウム、シアン、鉛 六価クロム、ヒ素、全水銀、アルキル水銀、PCB トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン 四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン セレン、ほう素、ふっ素	2回/月
反応槽性状試験	反応槽混合液	水温、PH、SV30、SV60、SVI、MLSS、MLVSS MLDO、酸素利用速度(Kr)	1回/月
	反応槽流入水、終沈越流水 混合液上澄水	PH、COD、ORP、アルカリ度、アンモニア性窒素 亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、PO ₄ -P	
通日試験	初沈流入水 反応槽流入水 終沈越流水	水温、透視度、pH、COD、SS、BOD アンモニア性窒素、塩化物イオン	4回/年
返流水試験	重力濃縮分離液 機械濃縮機離液 脱水ろ液 汚泥棟返流水 溶融炉棟棟返流水	水温、pH、透視度、COD 蒸発残留物、有機物比、浮遊物、溶解性物質 ORP、アルカリ度、PO ₄ -P	1回/月
汚泥試験	重力濃縮 濃縮機投入、濃縮汚泥 脱水投入	温度、蒸発残留物、有機物比、PH 粗浮遊物	1回/月
	脱水汚泥、乾燥汚泥	蒸発残留物、有機物比、含水率、発熱量	
スラグ溶出試験	溶融スラグ	銅、亜鉛、鉄、マンガン、全クロム、カドミウム シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、全水銀 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン 四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン セレン、ほう素、ふっ素	6回/年
その他	—	処理場施設の維持管理上必要と認められる試験項目	適時

ア 浄化センター内（既設）

施設名	設備名称		型式・仕様			台数
管理 ポンプ棟	主ポンプ	No. 1. 2	立軸渦巻斜流ポンプ	132.0kW	φ350mm×16.5 m ³ /min×28.0m	2
		No. 3. 4	立軸渦巻斜流ポンプ	250.0kW	φ500mm×33.0 m ³ /min×28.0m	2
	初期用ポンプ		水中汚水ポンプ	22.0kW	φ150mm×1.4 m ³ /min×29.0m	2
	揚砂ポンプ		水中汚水汚物ポンプ	3.7kW	φ80mm×0.5 m ³ /min×15.0m	3
	細目自動除塵機		目巾 20mm	2.2kW	巾 1,800mm×高さ 5,000mm	3
	し 渣 搬 出 コンベア	No. 1	Yトラフ型	1.5kW	巾 600mm×軸長 16.0m	1
		No. 2	Yトラフ型	1.5kW	巾 600mm×軸長 2.5m	1
		No. 3	Yトラフ型	1.5kW	巾 600mm×軸長 5.5m	1
	し 渣 スキップホイス		ワイヤーロープ式	3.7kW	容量 0.3 m ³ ×揚程 29.0m	1
	し 渣 ホッパー		電動カッタゲート式		容量 4.0 m ³	1
	初期用送風機		ルーツブロワー（容積式）	75.0kW	φ200mm×40.0 m ³ /min×6,300mmAq	3
	脱臭ファン		片吸込ターボファン	5.5kW	42.0 m ³ /min×270mmAq	1
	吸着塔		カートリッジ式活性炭吸着塔		42.0 m ³ /min	1
送風機棟	送風機	No. 1	直結式多段ターボブロワー	185kW	φ250mm×110 m ³ /min×6,500mmAq	1
		No. 2	直結式単段ターボブロワー	200kW	φ250mm×110 m ³ /min×6,500mmAq	1
水処理施設	[最初沈殿池]					
	池寸法	<1系～4系>		巾 4.0m×長さ 15.0m×深さ 3.0m		24
		<5系>		巾 4.8m×長さ 25.0m×深さ 3.0m		2
	初沈汚泥掻 寄機	(A) <1系>	チェーンフライト式	1連1駆動		6
		(B) <2. 3. 4系>	チェーンフライト式	3連1駆動		6
		(C) <5系>	チェーンフライト式	1連1駆動		2
	初沈加スクリュー		チェーンフライト式		6	
	初沈汚泥ポンプ		吸込スクリュー式	1.5kw	φ100mm×0.7 m ³ /min×6.0m	2
				2.25kw	φ100mm×0.7 m ³ /min×6.0m	2
				2.2kw	φ100mm×0.5 m ³ /min×10.0m	2
	[生物反応槽]					
	反応槽寸法	<1系>	1槽目	巾 6.25m×長さ 6.6m×深さ 5.8m		4
			2槽目、3槽目	巾 6.25m×長さ 9.7m×深さ 5.8m		8
			4槽目	巾 6.25m×長さ 14.6m×深さ 5.8m		4
		<2. 3. 4系>	1槽目	巾 13.0m×長さ 6.6m×深さ 5.8m		6
			2槽目、3槽目	巾 13.0m×長さ 9.7m×深さ 5.8m		12
			4槽目	巾 13.0m×長さ 14.6m×深さ 5.8m		6
		<5系>	1槽目	巾 16.0m×長さ 4.85m×深さ 5.8m		2
			2槽目	巾 16.0m×長さ 24.0m×深さ 5.8m		2
			3槽目	巾 16.0m×長さ 24.0m×深さ 5.8m		2
	初期用送風機		ロータリーブロワー（容積式）	37.0kW	φ150mm×16.0 m ³ /min×6,300mmAq	2
	水中 曝気 装置	(A) <1系-1槽目>	水中機械上吹出型	3.7kW	φ80mm×3.6N m ³ /min	4
		(B) <1系2.3.4槽目2～4系1槽目>	水中機械上吹出型	5.5kW	φ100mm×7.2N m ³ /min	18
		(C) <2系～4系2.3.4槽目>	水中機械上吹出型	7.5kW	φ125mm×10.0N m ³ /min	18
		(D) <5系-3槽目>	メンブレン式	曝気風量 28.1 m ³ /min・槽 散気密度 4.3 m ³ /m ² ・h		2
	攪拌	(A) <5系-1槽目>	双曲面型	0.4kW	翼径φ2,000mm×20rpm/min	

施設名	設備名称		型式・仕様		台数
水処理施設	機	(B) <5系-2槽目>	双曲面型	3.7kW 翼径φ2,500mm×27rpm/min	8
	循環水ポンプ	<5系>	吸込スクリー付ポンプ	7.5kW φ200mm×3.4 m ³ /min×5.0m	4
	[最終沈殿池]				
	池寸法	<1系~4系>		巾4.0m×長さ35.0m×深さ3.0m	24
		<5系>		巾16.0m×長さ24.0m×深さ5.8m	2
	終沈汚泥掻寄機	(A) <1系>	チェーンライト式	1連1駆動	6
		(B) <2.3.4系>	チェーンライト式	3連1駆動	6
		(C) <5系>	チェーンライト式	3連1駆動	2
	終沈加圧ポンプ	<2.3.4系>	チェーンライト式		6
		<5系>	チェーンライト式		2
	返送汚泥ポンプ		吸込スクリー付汚泥ポンプ	11.0kW φ200mm×4.1 m ³ /min×7.0m	4
				15.0kW φ250mm×5.7 m ³ /min×7.0m	4
				15.0kW φ250mm×5.7 m ³ /min×6.0m	2
	余剰汚泥ポンプ		吸込スクリー付汚泥ポンプ	1.5kW φ100mm×0.7 m ³ /min×5.0m	4
				2.2kW φ100mm×0.7 m ³ /min×5.0m	2
	吸着塔		カートリッジ式活性炭吸着塔	160.0 m ³ /min	2
				180.0 m ³ /min	1
	脱臭ファン		片吸込ターボファン	15.0kW160.0 m ³ /min×270mmAq	1
			片吸込ターボファン	15.0kW160.0 m ³ /min×270mmAq	2
			片吸込ターボファン	7.5kW80.0 m ³ /min×2.5kPa	1
砂ろ過塩素滅菌棟	砂ろ過器	2槽圧力式	2,000 m ³ /day	φ3,600mm×2,500mmH	4
	砂ろ過原水槽			巾3.5m×長さ30.0m×深さ4.3m	1
	砂ろ過処理水槽			巾4.5m×長さ30.0m×深さ4.3m	1
	砂ろ過原水ポンプ	水中汚水ポンプ	11.0kW	φ150mm×1.8 m ³ /min×16.0m	4
	再利用水ポンプ	水中汚水ポンプ	30.0kW	φ200mm×2.9 m ³ /min×25.0m	3
	場内散水ポンプ	水中ポンプ	3.7kW	φ80mm×0.5 m ³ /min×25.0m	2
	塩素混和池			巾2.5m×長さ30.0m(×6列)×深さ4.3m	1
砂ろ過放流ポンプ棟	砂ろ過器	鋼板製圧力式	2,000 m ³ /day	φ3,600mm×2,500mmH	2
	砂ろ過原水ポンプ		11.0kW	φ150mm×1.8 m ³ /min×19.0m	2
	砂ろ過逆洗ポンプ	片吸込渦巻ポンプ	37.0kW	φ200mm×6.1 m ³ /min×19.0m	2
	放流ポンプ	横軸両吸込渦巻ポンプ	110kW	φ350×φ250×12.25 m ³ /min×34m	3
汚泥濃縮棟	濃縮タンク			φ8.0m×深さ3.0m	2
	汚泥掻寄機	中央駆動懸垂型		φ8.0m×0.4kW	2
	濃縮汚泥ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ	2.2kW	φ100mm×0.9 m ³ /min×6.0m	1
	汚泥破砕機	二軸差動回転型	3.7kW	1.7 m ³ /min	1
	臭気ガス移送ファン	ラインファン		1.4 m ³ /min×10mmAq	1
汚泥処理棟	汚泥濃縮機	横型連続遠心濃縮機	37.5kW	15 m ³ /h	2
		ベルト型ろ過濃縮機	5.4kW	25 m ³ /h	2
	余剰汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式ポンプ(遠心用)	7.5kW	φ125mm×7.5~22.5 m ³ /h×20.0m	2
		一軸ネジ式ポンプ(ベルト用)	11kW	φ125mm×12.5~37.5 m ³ /h×20.0m	2
	汚泥破砕機	立型二軸回転式	3.7kW	1.4 m ³ /min	1
	汚泥脱水機	ベルトプレス型	8.2kW	有効幅3.0m×110kg-ds/m・h	2
		スクリーンプレス型	5.6kW	スクリーン径φ600 305kg-ds/h	1
	ろ布洗浄ポンプ	横型多段渦巻ポンプ		φ80mm×0.6 m ³ /min×60.0m	2

施設名	設備名称		型式・仕様		台数
汚泥処理棟	混合汚泥供給ポンプ		一軸斜式ポンプ	5.5kW $\phi 100\text{mm} \times 4.1 \sim 12.4 \text{ m}^3/\text{h} \times 30.0\text{m}$	3
	薬品溶解タンク		鋼板製円筒タンク	3.7kW 有効容量 8 m^3	2
	薬液供給ポンプ		一軸斜式ポンプ	1.5kW $\phi 50\text{mm} \times 0.58 \sim 1.73 \text{ m}^3/\text{h} \times 30.0\text{m}$	2
	薬品供給タンク		ポリチレン製円筒型	有効容量 5.0 m^3 (ポリ鉄)	1
	無機凝集剤供給ポンプ		ダイヤフラム式	0.2kW $\phi 15 \times 4.78 \sim 15.52 \text{ l/hr} \times 30\text{m}$	3
	余剰汚泥攪拌機		立型ミサー	5.5kW	2
	混合汚泥攪拌機		立型ミサー	5.5kW	2
			立型ミサー	7.5kW	1
	返流水ポンプ		吸込スクリー付汚泥ポンプ	5.5kW $\phi 150\text{mm} \times 18 \text{ m}^3/\text{min} \times 8.0\text{m}$	2
	返流水槽攪拌機		水中ミサー	2.4kW	1
	脱臭装置		充填式生物脱臭装置	$40.0 \text{ m}^3/\text{min}$	1
	吸着塔		カートリッジ式活性炭吸着塔	$80.0 \text{ m}^3/\text{min}$	1
	脱水ケーキホッパー		角形電動カッター式	15.0 m^3	1
	脱水汚泥移送コンベア (汚泥棟ケーキ落口まで)		トラフ型ベルトコンベア	2.2kW ベルト幅 $600\text{mm} \times$ 機長約 23m	1
汚泥溶融炉棟	汚泥溶融炉		表面溶融方式	9.0t-ds/day	1
	汚泥乾燥機		蒸気間接乾燥	蒸気水分量 $1,614\text{kg/h}$	1
	廃熱ボイラー	(No. 1)	輻射式	伝熱面積 63 m^2	1
		(No. 2)	水管式	伝熱面積 107 m^2	1
	重油炊ボイラー		炉筒煙式	伝熱面積 24.8 m^2	1
	排煙処理塔		堅型スクラバー	$\phi 1,270\text{mm} \times$ 高さ 14m	1
	電気集塵機		湿式	ガス量 $3,700 \text{ m}^3/\text{h}$	1
			乾式	ガス量 $7,300 \text{ m}^3/\text{h}$	1
	燃焼用コンプレッサー		スクリー式	22.0kW 吐出量 $2.8 \text{ m}^3/\text{min} \times 7\text{kgf/cm}^2\text{G}$	2
	脱水汚泥貯留サイロ		鋼板製下部排出式	有効容量 310 m^3	2
	乾燥汚泥ホッパー		鋼板製スクリー排出式	有効容量 15 m^3	1
	し渣ホッパー		鋼板製スクリー排出式	有効容量 4 m^3	1
	誘引ファン		鋼板製プレートファン	45.0kW	1
	脱臭炉		直火燃焼方式	1.5kW $10 \text{ m}^3/\text{min}$	1
	返流水ポンプ		無閉塞型汚水ポンプ	7.5kW $2.5 \text{ m}^3/\text{min}$	2
	冷却水ポンプ		渦巻ポンプ	11.0kW $0.9 \text{ m}^3/\text{min}$	2
	脱水汚泥受入ポンプ		一軸斜式ポンプ	18.5kW $6 \text{ m}^3/\text{h}$	2
第二汚泥溶融炉棟	汚泥溶融炉		表面溶融方式	12.0t-ds/day	1
	汚泥乾燥機		直接熱風加熱式汚泥乾燥機	蒸気水分量 $2,000\text{kg/h}$	1
	熱風炉		円筒横形直火式	熱容量 最大 3499MJ/h	1
	熱風炉燃焼ファン		ターボファン	$21\text{m}^3/\text{h}$	1
	排煙処理塔		堅型スクラバー	$\phi 1,550\text{mm} \times$ 高さ 15m	1
	電気集塵機		湿式	ガス量 $6,200 \text{ m}^3/\text{h}$	1
	コンプレッサー (燃焼用、計装用兼)		スクリー式	37kW 吐出量 $4.0 \text{ m}^3/\text{min} \times 7\text{kgf/cm}^2\text{G}$	2
	乾燥汚泥ホッパー		鋼板製スクリー排出式	有効容量 17 m^3	1
	し渣ホッパー		鋼板製スクリー排出式	有効容量 4 m^3	1
	誘引ファン		鋼板製プレートファン	45.0kW	1

施設名	設備名称		型式・仕様		台数
第二汚泥 溶融炉棟	加熱炉		間接加熱式熱風発生炉	5.5kW 2700Nm ³ /h	1
	返流水ポンプ		無閉塞型汚水ポンプ	15kW 3.4 m ³ /min	2
	冷却水ポンプ		渦巻ポンプ	22kW 1.9 m ³ /min	2
	脱水汚泥圧送ポンプ		一軸ネジ式ポンプ	15kW (低) 18.5kW (高) 3.1 t/h	2
電気設備	受電設備		受電電圧 6,600V 契約電力 1,960kW (H25.1月現在)		
	モルト変圧器	管理ポンプ棟	3Φ×6,600V/440V	×750kVA	2
			3Φ×6,600V/210-105V	×150kVA	1
		水処理棟	3Φ×6,600V/440V	×500kVA	1
			3Φ×6,600V/440V	×750kVA	1
			3Φ×6,600V/210-105V	×100kVA	1
			3Φ×6,600V/210-105V	×100kVA	1
		送風機棟	3Φ×6,600V/440V	×200kVA	1
			3Φ×6,600V/440V	×300kVA	1
		汚泥処理棟	3Φ×6,600V/440V	×300kVA	1
			3Φ×6,600V/210-105V	×50kVA	1
		汚泥溶融炉棟 (CC 盤又は分電盤の1 次側まで)	3Φ×6,600V/440V	×750kVA	2
			3Φ×6,600V/210-105V	×150kVA	1
			無停電電源装置	500AH	
		第二汚泥溶融炉棟 (CC 盤又は分電盤の1 次側まで)	3Φ×6,600V/440V	×750kVA	1
			3Φ×6,600V/210V	×150kVA	1
			3Φ×6,600V/210-105V	×150kVA	1
			無停電電源装置	150AH	
		砂ろ過放流ポンプ 棟	3Φ×6,600V/440V	×750kVA	2
			3Φ×6,600V/210-105V	×50kVA	1
	進相コンデンサ	管理ポンプ棟	3Φ×6,600V×100kVA		1
			3Φ×6,600V×200kVA		1
			3Φ×6,600V×300kVA		1
		水処理棟	3Φ×440V×40kVA		3
		汚泥処理棟	3Φ×6,600V×100kVA		1
			3Φ×6,600V×50kVA		1
		汚泥溶融炉棟	3Φ×6,600V×160kVA		2
			3Φ×6,600V×79.8kVA		2
		第二汚泥溶融炉棟	3Φ×6,600V×53.2kVA		2
			3Φ×6,600V×79.8kVA		2
	非常用発電機	単純開放サイクル一軸式ガスタービン機関 A 重油			1
		発電機 3Φ6,600V×1,500kVA			1
		単純開放サイクル一軸式ガスタービン機関 A 重油			1
		発電機 3Φ6,600V×1,250kVA			1

H29 年度に増設予定の水処理施設 11/16 系列など、委託期間中に管理の対象機器の変更になる場合には、その都度協議のうえ、
 公社が業務受託者に通知する。

ウ 浄化センター外

施設名	設備名称	型式・仕様	台数
西本郷中継 ポンプ場	除塵機	目巾 20mm 1.5kW 巾 1,500mm×高さ 4,200mm	1
	し渣洗浄脱水機	5.5kW 0.3 m ³ /min	1
	洗浄水ポンプ	0.75kW φ32mm×0.05 m ³ /min×15.0m	2
	汚水ポンプ	75.0kW φ300mm×11.2 m ³ /min×26.0m	3
	脱臭ファン	片吸込ターボファン 2.2kW 15.0 m ³ /min×270mmAq	1
	吸着塔	カートリッジ式活性炭吸着塔 15.0 m ³ /min	1

施設名	幹線名	対象市町村	設置場所	設置機器
地区監視盤	新湊高岡	高岡市(旧高岡市)	高岡市金屋地内	pH計、流量計
		射水市(旧新湊市)	射水市緑町地内	pH計、流量計
	富山婦負	富山市(旧富山市)	射水市本江東地内	pH計、流量計
		富山市(旧婦中町)	富山市金屋地内	pH計、流量計
		富山市(旧八尾町)	富山市八尾町杉田地内	pH計、流量計
	小杉大門	射水市(旧小杉町)	射水市小杉白石地内	pH計、流量計
		射水市(旧大島町)	射水市本開発地内	pH計、流量計
		射水市(旧大門町)	射水市北野新町地内	pH計、流量計
	下村呉羽	富山市(旧富山市)	射水市加茂中部地内	pH計、流量計
		射水市(旧下村)	未供用	
	婦中八尾	富山市(旧八尾町)	富山市婦中町小倉地内	pH計、流量計
	神明	富山市(旧富山市)	富山市下野地内	pH計、流量計

施設名	幹線名	設置場所	寸法
伏越	新湊高岡	射水市片口高場地内	(内管φ450mm×2)×131.01m
	小杉大門	射水市戸破地内	(内管φ350mm×2)×80.10m
	婦中八尾	富山市婦中町富崎地内	(内管φ350mm×2)×72.00m
	富山婦負	富山市八尾町黒田地内	(内管φ300mm×2)×54.01m
制水ゲート	婦中八尾	富山市婦中町長沢地内	(内管φ800mm)×157.38m

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、業務を行うために個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、管理の業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 秘密の保持

受注者は、管理の業務を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間が満了し、又は契約を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、業務を行うために取り扱う個人情報を当該業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。委託期間が満了し、又は契約を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

受注者は、業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受注者は、業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第7 複写又は複製の禁止

受注者は、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第8 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（業務停止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後、直ちに発注者に返還しなければ

ばならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 受注者は、業務を行うために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後、速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、業務を行うために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第10 指示

発注者は、受注者が業務を行うために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者は、その指示に従わなければならない。

第11 事故報告

受注者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第12 損害のために生じた経費の負担

管理の業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

第13 名称等の公表

発注者は、受注者がこの協定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し、秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し、目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し、必要な措置を怠り、個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

(2) 神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター 運転管理に係る消耗品管理業務特記仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 この特記仕様書は、神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター運転管理に係る消耗品管理業務（以下「業務委託」という。）契約書第1条に基づき、委託業務の履行に係る必要な事項を定める。

(消耗品の購入)

第2条 この業務委託で購入・管理する消耗品については、次の各号のとおりとする。

(1) 高分子凝集剤

2 消耗品の購入予定数量は、次のとおりとする。

年 度	予 定 数 量 (kg)				
	第1期	第2期	第3期	第4期	合 計
平成30年度	7,100	6,800	7,600	7,500	29,000
平成31年度	7,000	6,700	7,500	7,500	28,700
平成32年度	6,900	6,700	7,500	7,500	28,600
平成33年度	7,100	6,900	7,600	7,600	29,200
平成34年度	7,200	7,000	7,800	7,800	29,800

(購入数量の変更による清算)

第4条 前条第2項に定める消耗品の数量は予定数量であり、実際の購入数量により清算するものとする。

(消耗品の管理)

第5条 受注者は常に消耗品の在庫及び購入状況を把握し、発注者と協議しながら、効率的かつ経済的な管理に努めなければならない。

(納入方法)

第6条 納入物品は、10～20 kg単位の密閉袋詰とし、浄化センター施設の薬品供給設備、注入設備及び別表に示す関係設備に適合するものでなければならない。また、納入の日時及び数量については、発注者の使用計画に基づき、概ね一週間前までに通知するものとする。（月1～2回程度）。

(特許権の使用等)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(提出書類)

第8条 受注者は、業務委託の履行にあたり、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務委託着手届
- (2) 業務委託実施計画書
- (3) 管理技術者等届
- (4) 納入前試験結果報告書
- (5) 性能劣化時試験結果報告書
- (6) 定期試験結果報告書
- (7) 業務委託完了届
- (8) その他発注者の指示する書類

2 前項の提出期日は、(1) から (3) は契約締結後 7 日以内、(4) は初回納入前、(6) は 2 ヶ月に 1 回以上、(7) は業務委託期間満了後遅滞なく、(5)、(8) はその都度とする。

(調査報告)

第 9 条 発注者は、検査時または必要があると認めたときは、受注者に対して消耗品の在庫及び購入状況の実施状況について調査若しくは報告及び資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)

第 10 条 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(疑義の協議)

第 11 条 この仕様書に定めのない事項又は条項に疑義を生じたときは、必要に応じて発注者及び受注者が協議して決定するものとする。

第 2 章 消耗品仕様

(概要)

第 12 条 購入する消耗品は、特記仕様書第 2 条に示す高分子凝集剤（以下「凝集剤」という。）であり、納入品質の適正化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(性状)

第 13 条 凝集剤の性状は、以下のとおりとする。

- | | | | |
|-----------|--|-----------|--|
| (1) 成 分 | メタクリル酸エステル系、アクリルアミド系、ポリアミン系及びメタクリル酸-アクリルアミド共重合体並びにこれらと同等成分で(有効性が)あるとあらかじめ認められたもの | | |
| (2) 保有水分量 | 10 %未満 | | |
| (3) 灰 分 | 2 %以下 | | |
| (4) 有害物質等 | カドミウムの含有率 | 2 ppm 以下 | |
| | 鉛の含有率 | 20 ppm 以下 | |
| | 水銀の含有率 | 1 ppm 以下 | |
| | その他人体等に有害な物質の含有量が許容限度未満であること | | |

(添加方法)

第 14 条 凝集剤は、薬品溶解タンクにて適切な濃度に溶解し使用する。なお、薬品溶解タンクは、機械濃縮機及び脱水機供用とする。

2 機械濃縮機及び汚泥脱水機への添加は、各薬液供給ポンプにて添加されるものとする。

(薬品添加率等)

第 15 条 別表に示す各機器について、下記の添加率を上回らないような凝集剤を選定し、含水率及び濾過速度を確保するよう努めること。また、固形物回収率は 95 %以上を確保すること。

(1) 混合汚泥（ベルトプレス型汚泥脱水機）

- ア 添加率（供給汚泥固形物重量に対する率） 平均 0.50%
- イ 含水率 78 %以下
- ウ ろ過速度 有効幅 3.0 m×110 kg-ds/m・h

(2) 混合汚泥（スクリープレス型脱水機）

- ア 添加率（供給汚泥固形物重量に対する率） 平均 0.64%
- イ 含水率 78 %以下
- ウ ろ過速度 305 kg-ds/h

(3) 余剰汚泥（ベルト型ろ過濃縮機）

- ア 添加率（供給汚泥固形物重量に対する率） 平均 0.24%
- イ 濃縮汚泥濃度 4.0 (TS) %

注 1 添加率は平成 28 年度実績値

注 2 スクリープレス型汚泥脱水機はポリ硫酸第二鉄が併用される二薬液注入方式である。

(性能試験)

第 16 条 受注者は、以下に示す項目に基づき性能試験を実施しなければならない。但し、汚泥性状は混合汚泥及び余剰汚泥毎とし、かつ、機器毎に実施するものとする。

(1) 性能試験

ア 納入前試験

年度当初納入前に行う試験とし、テーブルテストで銘柄選定したものを実機にて試験すること。

イ 性能劣化時試験

添加率が前年度平均より継続して高い場合または、著しく固形物改修率が悪化（90%未満）の場合もしくは汚泥性状が大幅に変化し、凝集性が悪化した場合の試験とし、テーブルテストにて銘柄選定したものを実機にて試験すること。

ウ 定期試験

テーブルテストで銘柄を定期的に確認する試験を 2 箇月に一度実施すること。

(2) 試験内容

ア 供給汚泥試験

試験項目 蒸発残留物、強熱減量、浮遊物質、粗浮遊物、pH、電気伝導率、M アルカリ度、CST 値、アニオン度、SVI、ほか凝集剤の選定に必要な項目

イ 薬品添加試験

(3) 判断基準

薬品添加率を現状及びその他の条件にて 2～3 点変化させたものについて以下の判断基準のも

と机上試験を実施する。

ア 圧送ポンプ設定含水率内であり汚泥含水率が低いこと

イ 薬品添加率が低いこと

ウ 濾液の SS が少ない（固形物回収率が高い）

(4) 実機試験

前項の試験にて選定した銘柄について、実機試験にて上記判断基準のもと銘柄選定並びに添加率を決め、運転に反映するものとする。

別 表 (薬品供給設備及び脱水機の概要) 神通川左岸浄化センター

1 薬品供給設備等

(1) 薬品供給機

最大貯留容量	0.5 m ³ ×2台
供給量	2.0 l/分×2台

(2) 薬品溶解タンク

最大貯留容量	8.0 m ³ ×2台
攪はん装置	ミキサー 3.7 kW×2台

(3) 薬品供給ポンプ

形 式	一軸ネジ式ポンプ
口 径	50 mm (脱水機) 20 mm (濃縮機)
吐 出 量	0.58~1.73 m ³ /分 (脱水機) 0.15~0.45 m ³ /分 (濃縮機)
取 扱 流 体	高分子凝集剤濃度 0.2%

2 ベルトプレス型脱水機

形 式 ベルトプレス型 (高効率型)

使 用 る 布 (参考)

上ろ布 敷島カンバス (株) T1188L (通気度 200 cc/cm²/秒)

下ろ布 敷島カンバス (株) T1196L (通気度 180 cc/cm²/秒)

ろ 布 幅 2.9m (重力脱水部) 3,100mm (上ろ布、下ろ布)

電 動 機 8 kW

3 スクリュープレス脱水機

形 式	圧入スクリュープレス脱水機
スクリーン径	φ600 mm
電動機出力	総合出力 5.6 kW

4 ベルト型ろ過濃縮機

ベ ル ト 幅	1,500 mm
ベ ル ト 長	3,000 mm
材 質	ステンレスベルト (SUS304)